大阪府立松原高等学校校長 平野 智之

警報発令等に伴う臨時休業などの対応について

平素は本校の教育活動にご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

さて、この間の集中豪雨では各地で多くの被害がありました。今後、大阪府や本校におきましても安全確保のための対応を実施する可能性があります。下記のとおり、「暴風警報」「特別警報」のいずれかが発令されている場合が休校等の措置となります。また、地域によって「避難勧告」が発令される場合もありますので、ご確認をお願いします。

記

1 南河内、大阪市、東部大阪、泉州のいずれかの地域に「暴風警報」または「特別警報」が発令されると以下のような対応になります。発令時間によって対応が変わります。

「暴風警報」または「特別警報」 の発令時間	警報状況	対応
午前7時 現在	「暴風警報」または「特別警報」が 発令中	自宅待機(午前中)
午前7時~10時	「暴風警報」または「特別警報」が 解除された場合	5限目(13:20)より授業開始
午前10時 現在	「暴風警報」または「特別警報」が 継続して発令中	その日を臨時休業とする

- 2 登校時に、居住地域・通学地域で、警戒レベル4以上の「避難指示(緊急)」・「避難勧告」が発令されていれば、対象地域の生徒は登校せずにその指示を優先して下さい。出席や学習について個別に対応いたします。(大和川の水位については、原則として、学校から近い柏原水位局、遠里小野水位局が示す水位が「避難判断水位」に達している場合、居住・通学にあたる生徒については同様の対応をいたします。)
- 3 登校後、下校時までに「暴風警報」や「特別警報」が発令されたり、大地震などの災害が発生した場合、居住地域や通学路の安全が確認されれば早めに下校させますが、確認できない場合には生徒を学校に待機させます。
- 4 上記以外に大阪府教育庁から指示がある場合や校長の判断で「臨時休業」とすることがあります。
- ※ 対応の情報につきましてはeメッセージや学校のホームページをご活用下さい。